

第7章 原爆と新聞報道

四條 知恵

広島市と長崎市は、原爆被害を受けた土地である。現在の報道を見ても、テレビ、新聞ともに、地域的に原爆被害関連のニュースが扱われる頻度は高い。特に、広島の地元のブック紙である『中国新聞』は、長年の蓄積もあり、原爆被害関連の報道に力を入れてい。原爆被害関連の報道は、時期的には八月に向けて増えてくる。この要因には、八月に向けて原爆・平和に関するイベントや関係する来訪者が増え、それに合わせて報道関係者も調査・取材をするということがあげられる。マスコミ全体を見ると、八月六日の広島原爆投下日、九日の長崎原爆投下日、そして八月一五日の終戦記念日に至るまでを一つの流れとして、この時期に、原爆・核、アジア・太平洋戦争をめぐる特集記事や番組が組

まれる。このような報道は、時に「夏のジャーナリズム」「季節ジャーナリズム」(NHK出版 2003: 362)とも呼ばれてきた。これは一年単位の話だが、被爆五〇周年や七五周年などの区切りでは、記念するという行為自体が活発化し、より盛んな報道がなされる。しかし、こうした「夏のジャーナリズム」は、被爆直後から、このように盛んだったわけではない。以下では、『長崎新聞』を例に、被爆翌日から約一カ月間の新聞報道を見ていきたい。

1 被爆後から約一カ月間の『長崎新聞』の報道

被爆直後の報道

被爆から七六年の間、新聞報道は徐々に変化してきたが、原爆投下後の一カ月は、最も報道の姿勢が変化した時期だった。新聞はラジオや映画とともに、当時の主要なメディアの一つである。長崎に原爆が投下された翌日の一九四五年八月一〇日の新聞は、長崎市への原爆投下を「長崎市に新型爆弾被害は僅少の見込み」と報じた。見出しには、原子爆弾のことが、新型爆弾と記されている。続く記事はたった二行で、「西部軍管区司令部発表(昭和二十年八月九日十四時四十五分) 一、八月九日午前十一時頃敵大型二機は長崎市に侵入し新型爆弾らしき物を使用せり 二、詳細目下調査中なるも被害は比較的僅少なる見込み」

というものだった。しかし、凄まじい被害が出たために、実際この新聞がどれだけの市民の手に渡ったのかはわからない。

翌一日の一面には、「新聞相互協定にもとづき本紙は昨日より西日本新聞社にて印刷してをります」という、長崎新聞社の小さな社告が掲載された。この時、既に長崎市の北部は壊滅し、長崎新聞社自体も被災して、新聞が印刷できるような状態ではなかった。当時新聞社は、自社が被災した時は他社に代行して印刷してもらおうという協定を結んでいたため、この新聞も福岡の西日本新聞社が発行している。しかし、このような状態にありながらも、前日の新聞では「被害は僅少」と報じている。当時の大日本帝国政府による新聞の検閲が行われていたためである。新聞だけでなく、当時の学校の卒業アルバムなどにも、陸軍検閲済という印鑑が押されていた。そのような時代の中で、日本の戦局は不利だったが、被害の状況が正確に国民に伝えられることはなかった。

同じ八月一日の二面には「恐れるな新型爆弾・勝手あり」「閃光で最寄の壕へ」という記事がある。この記事は、「新型の發する熱波を直接受ければ身體の露出部分は痲痺する程度に火傷し、薄い夏シャツでは水泡ができる程度である。したがって頭巾を被り、手袋をはめ、熱波の直射を受けないところに伏せてさへ居れば被害はない」と、どのような服

装にすればよいかを伝えている。しかし、原爆投下により爆心地付近の地表温度は、三〇〇—四〇〇度にもなり、長崎市の北部地域は壊滅している。離れていけば、この程度の被害で済むこともありうるが、不正確で、楽観的な情報を伝えているといえる。

翌一二日の新聞では、「残虐・例を見ず 新型爆弾の害悪・毒ガスを凌駕 帝國、米國に嚴重抗議」という記事が掲載された。スイス政府を通じて大日本帝國政府がアメリカ政府に抗議文を出したという内容である。この抗議文の中で帝國政府は、米國は「多數の老幼婦女子を殺傷し、神社、佛閣、學校、病院、一般民家を破壊または焼失せしめたり」「全人類および文明の名において、米國政府を□（判読不能）彈するとともに即時かかる非人道兵器の使用を放棄すべきことを嚴重に要求す」と原爆の被害を訴え、非人道的だと抗議している。このほかの記事では、長崎市の被った被害のことはほとんど触れていないが、ここでは、「残虐・例を見ず」と原子爆弾の残虐性を強調している。

一方で、八月一四日の見出しには、「市電も近く運轉立ち直る長崎市」とあり、ここでは、鉄道、電話も早急な復旧を実施しているということが、報じられている。別の記事からも、長崎市は市電どころか、電気や通信も止まるほどの被害を受けていたということがわかるが、これに先立って市電や電気、通信が止まっていたという報道は見られない。この

ような復旧や救援に関わる記事から、かろうじて、被害の大きさを読み取ることができると。

一九四五年八月一日、いわゆる玉音放送のあった日の新聞の一面の見出しは、「大東亞戦争終結の聖斷降る」である。ついに、戦争が終わった。同じ一面の下の部分には、「御親ら大詔を御放送 原子爆弾の惨害御軫念」（天子が心を痛める）とある。ここで初めて原子爆弾という言葉を使い、天皇が原爆の惨害に心を痛め、戦争終結を決めたと報じている。同じ一日の二面には、「新型弾は原子爆弾 火薬二萬疋に匹敵す」という見出しで、戦局を決定づけた最大の原因の一つである原子爆弾とはいかなるものかという仁科芳雄博士の談話が掲載された。同じ紙面には、「殊勲甲・諫早の炊出部隊 長崎へ握飯の奔流 トラックで素早く配給」という記事も「非常炊出の一戦訓」として掲載されている。救援救護の迅速さを褒め、戦場で得られた教訓として扱った記事ではあるが、この時、長崎では、まさに直後の救援救護活動が行われていたということがわかる。

語られ始める原爆被害

戦争が終わると、今度は原子爆弾の被害がしきりに取り上げられるようになっていった。例えば、八月二四日の「人類の敵・原子爆弾 防總本部鳥井技師・廣島惨害調査報告」「熱

感二秒 悉く黒焦げ 爆心部では腸飛出す」という記事では、広島の被害についてはあるが、調査報告という形で被害の状況が大きく取り上げられている。敗戦で被害を隠す意味がなくなったということなのか、以前の「被害は僅少」というような記事と比べるとかなり被害が報道されるようになってくる。九月三日の二面には、「傷一つ負はず絶命 原子爆弾 毒ガスに数倍する残虐性」「同じ症状で進行」という見出しで放射線の被害が報じられた。この頃になって、さして大きな傷のない人が次々と亡くなり始めた。そういう状況もあつてか、被爆から一カ月ぐらいして、このほかにも放射線の被害に関する記事が見られるようになってくる。この時の長崎の住民にとっては、放射線の被害は大きな関心事だった。長崎新聞は九月一四日に代行印刷から自力発行に戻り、これ以降、長崎に関する記事が出やすくなる。

原爆が投下されてから一カ月以上が経った九月一五日、「原子爆弾一カ月後の現地 被爆者續々と死亡 絶えぬ街の火葬 神の試煉に起つ聖教徒」というタイトルで、壊れた浦上教会や聖像を写した写真とともに、現地を取材した写真入りのルポルタージュが掲載された。長崎の爆心地付近の現地報告はこれが初めてである。この記事の中で、「だるくなって高熱を発し、咽喉がはれて食物が通らなくなり、やがて頭髮が抜けはじめて嘔吐を催し肌

に赤い血の斑点が現れるともう助からない。この血斑点が現はれてくると丈夫な人なら五日くらい、弱い人だと数時間の中に死亡するやうです」と神父が取材に答えている。被爆から一カ月以上経っても、まだ死者は出続けていた。

九月一六日には、長崎に來た科学者談として、「雲の爲め、投下、狂ふ、全滅を免れた長崎、爆彈威力は廣島の倍」というような、原爆の威力に関する記事が一面で報じられるやうにもなった。同じ日の新聞には、「健康者が續々死ぬ、恐怖の第三群症状、次は第四、五群の新犠牲」「原子爆彈見えぬ猛毒」という放射線の被害に関する記事や「進駐軍を迎へるに當つて、先づ氣持を平靜に」という進駐軍に関する記事も見られる。この頃には、アメリカや日本の大学の調査団が次々と長崎入りし、学者の発言が新聞で取り上げられるやうになつてきた。一六日の記事を受けて一九日には、「鰯の腸や柿の葉、原子爆彈第四、五群に備へよう」という記事も出ている。記事には、原子爆彈の猛害は健康そうに見える生き残りの肉体をもやがて侵して第四群、第五群の病人が出現するだろうという九州帝国大学医学部の報告が「長崎市民の間に大衝動を與へてゐる」とある。また、肝臟製剤を医者が推奨するが、手に入らないので国家で保障してほしいという市民の声に対して、長崎医科大学の教授が「民間療法として、魚の腸、ことに長崎で比較的入手し易い鰯の腸を肝臟製

剤の代用に」と勧めている。放射線の被害に対して、何をすればよいのか。物資が満足に手に入らない中で、手に入る身近なもので治療を試みなければならぬ市民の姿を垣間見ることが出来る。しかしながら、このように原爆の被害が新聞で報じられたのは、一瞬のことだった。

占領軍の上陸

鰯の腸の代用が勧められたのと同じ九月一九日の新聞に、「朝日新聞社に発行停止命令」という記事が掲載された。なぜ、朝日新聞社は発行停止になったのだろうか。遡ること四日の一五日に、米軍宣伝対策局民間検閲主任ドナルド・フーヴァー大佐は、日本のラジオ、新聞などの報道に対して、「偽のニュースとか人を躍らせるやうな報道は今後一切許さない。また聯合國に対する批評も許されない」、これは交渉ではなく、命令だと述べた。この後、日本の報道機関は、連合国軍の検閲を受けることになる。「朝日新聞が九月一五日から十七日の三日間にわたつて掲載した記事が公安を攪亂するとき記事を掲載せざるやうとの九月十日附最高司令官の指令に違反してゐるとの裁断を下されたわけである」と紙面は説明する。朝日新聞は公安をかく乱するような記事を出したという理由で、発行停止となつ

た。刷り上がったものが発行できないとなると、新聞社にとっては経済的に大きな打撃である。「公安」とは、公共の安寧、社会が安らかに治まることを指すが、何をもって公安とするかという基準は、はっきりと定まっているわけではない。「公安をかく乱」というのも、同様にあいまいな点がある。このようなことがあると、実際に検閲されるかどうか以前に、検閲をされる側はこれはひっかかるのではないかと過剰に自主規制をしてしまう。長崎には検閲の開始と相前後して、この四日後の二三日にアメリカ軍が上陸してきた。この後、原爆被害の報道も徐々に減少し、一〇月に入るとぱたりと途絶えてしまった。以降の新聞報道は、例外はあるものの、復興に関わる文脈あるいは八月九日の式典など以外では、ほぼ原爆被害を扱わなくなる。インタビューを含む詳細な原爆被害の報道は見られなくなり、原爆被害の調査に関する報道も、紙幅が狭く、目立たなくなっていく。

「死の同心円」

原爆被害の報道が途絶えた時、被害を受けた長崎の人々は、どのような状況におかれていたのだろうか。秋月辰一郎は、『長崎原爆記』の「死の同心円」という章の中で、次のように記している。

原子爆弾被爆の本当の恐ろしさは、実は八月下旬から九月の終り、あるいは十月の初めにかけての約四、五十日間に、切々と体験されたのである。

石川神父、岩永修道士、私、野口神学生、看護婦たち、あるいはこの病院に入院した人たち、本原町より下の方に住む人々にとって、これから四十日間の一日一刻は、死と直面した、目には見えない魔物におびやかされた一日一日の生活であり、生命であった。

それに対して、原爆症、放射線障害と、いろいろ名称をつけることはできる。しかし、それはあくまで名前であって、その本体は何か分らない。それは最愛の子や妻を奪ってゆく魔物であった。原子爆弾の中心地より、五百メートルから千五百メートル、二千メートルの距離で被爆した人びとが、この八月下旬から四十日、五十日の間に死んでしまったのである。ほとんど大部分の人が死んでしまったのである。

しかもその四十日は、混乱の真最中で、科学も救助も医療も報道も、きわめて十分の活動しかできなかった。人びとは焼けただれた芋畑や夏草の中で兄妹とか妻に見とられて、あるいはただ一人で、看護もなく死んでいった(秋月 1966: 94-95)。

秋月は、「八月下旬から四十日、五十日の間に」、被爆した人々のほとんど大部分が死んでしまったと記している。原爆被害の報道が途絶えたのは、まさに被爆した人々が次々と亡くなっている時だった。

被爆者への影響

原爆被害が報道されなかったことで、被爆者にどのような影響があったかを考えてみたい。まず、放射線の被害に対する正確な情報が入らなくなるといふことがある。実際は、放射線の影響で脱毛や皮下出血などの症状が出て、人々が次々と亡くなっていく状況だったが、新聞紙面上では、調査団が来て医学的な調査が行われても、楽観的な見出ししか出なくなる。このことにより、被爆地の人々は、原爆被害の特殊性を掴みにくく、また、病気の治療に対する有益な情報も得ることが難しくなった。次に、被害を受けた人が、孤立してしまうということがある。新聞が取り上げないということは、被害を受けた人にとっては被害を訴える場が、逆に被害を受けていない人にとっては、その被害の状況を知る手段が奪われるということを意味した。マスメディアの重要な活動の一つは、社会的な問題を掘り起こし、被害者の声を拾って世に届けることであるが、その役割が十分に果たせな

いことで、被害者が公の場につながる回路が狭まり、被害を語ることができず、孤立するという状況が生まれる。被爆者の援護政策が国によって始まったのは一九五七年で、被爆から一二年も経った後だった。

2 「検閲」とは

検閲の定義と日本国憲法

「検閲」の意味を辞書で引くと、『精選版 日本語大辞典』には、「行政権が主体となって、新聞・雑誌・書籍をはじめ、放送・映画・演劇・郵便信書などの表現内容を発表前に強制的に審査して、不相当と認めるものの発表を禁止すること。思想統制、公安または機密保持などのために行なわれた」とある。発表前にとあるが、アメリカ軍の場合は発表後に行われることもあったので、定義としては不正確な部分がある。「行政権」とは、国が統治権に基づいて一般行政を行う機能で、立法権、司法権と並ぶ三権の一つである。また、『広辞苑第七版』はより簡潔に、「調べあらためること。特に、出版物・映画などの内容を公権力が審査し、不相当と認めるときはその発表などを禁止する行為をいい、日本国憲法はこれを禁止」と定義している。こちらは、国家または公共団体が国民に対し命令し強制する

権力を指す「公権力」という言葉を使用しているが、前者、後者ともに行政を司る権力というところは変わらない。そして、日本国憲法はこれを禁止している。

日本国憲法第二一条の条文には、「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない」と書かれている。日本における表現の自由の根柢となる条文である。日本国憲法の施行は一九四七年五月で、占領下で検閲が行われていた時期と重なるのは、皮肉なことでもある。

原爆被害と検閲を学ぶために

原爆被害と検閲に関しては、複数の書籍や先行研究がある。第二次世界大戦前後の大日本帝国および日本国に関する検閲は、大日本帝国政府によるものと戦後の連合国によるものがあるが、今回は、原爆被害に関して後者を扱った本を紹介したい。まずは、一九八八年に翻訳書が出版された『検閲——1945-1949 禁じられた原爆報道』(Braw 1986 = 1988) である。著者のモニカ・ブラウはスウェーデン出身のジャーナリストで、同書は彼女の博士論文を書籍化したものである。日本への民主主義の導入を掲げていたアメリカ人が、アメ

リカ人自身による検閲を導入した理由をアメリカの公文書を丹念に追うことで追求している。絶版となっていたが、二〇一一年に繁沢敦子の手で再び翻訳が刊行された。ここでは、旧訳の刊行にあたり、著者が冒頭に掲げた「日本の読者のために」という文章の一部を紹介する。

日本の方は、私がアメリカ占領中の日本における原子爆弾の検閲にかんして本を書いたと申し上げると、たいていとても驚かれる。この問題を深く研究した日本人がいないというのに、なぜスウェーデン出身者が、博士論文として認められるほどの努力を傾けてまで、わざわざそのような研究をしたのか理解しがたい、というのである。この方々は、日本におけるアメリカの検閲が日本人だけに、それも歴史に興味がある者にとつてのみ、関心をよぶことであると思つていようのようにみうけられる。……中略……

日本に民主主義を導入しつつあるといつていたアメリカ人が、それと同時にアメリカ人自身による検閲をも導入したことに、私は衝撃を受けた。軍事上の機密保持に重要な関係がありそうなことならのみならず、純粹に私事にわたる話までも、印刷出版

を禁止されたということは、とくに衝撃的であった。長崎の十五歳の一女学生でさえ、彼女が住んでいる街に原子爆弾が落とされた日の思い出を出版する許可をえられなかった。アメリカの検閲官は、彼女の話が日本において「公共の安寧を乱すであろう」とのべた。いいかえると、原子爆弾の事実を語ることはできなかつたのである。……中略……

しかし、私はまた、本書が読者にとって、権力者というものはどのようなようにして情報一般の統制をこころみるのか、そのことを考えるよすがとなるよう願うものである。権力者による情報統制の試みは占領中の日本においてのみおこつたのではない。それは今日も多くの国で、あまたのやり方で行われている。情報統制の試みが行われるたびに、人々は、知る権利を、そして知ることによって意見をまとめ、自己の生き方の方向を定める権利をだまし取られるのである。

原子爆弾の検閲の問題は、四〇年前の日本にのみかわる問題ではない。それは、私たち一人びとりの将来にもかかわっている。(Braw 1986 = 1988: i-iii)

三五年近く前の文章だが、彼女は、スウェーデン出身の自分が日本の検閲を対象に博士

論文を書いたと言うと驚かれるが、民主主義の名の下で検閲が行われるということとは、ただ日本の歴史に関わるだけでなく、私達一人一人の将来に関わる問題であり、権力者による情報統制は、「今日も多くの国で、あまたのやり方で行われている」と述べている。つまり、検閲は過去のことでも、日本という一地域における特殊なことでもなく、我々の現在と将来に関わる問題だと指摘している。

また、二〇一〇年には繁沢敦子の『原爆と検閲』（繁沢 2010）という新書が出版されている。こちらは、日本人記者が見た原爆被害だけでなく、アメリカ人記者たちが見た原爆被害も伝わらなかったのはなぜかを検証した本である。大日本帝国政府の検閲、また占領下の日本における検閲はよく知られているが、民主主義の象徴のような国アメリカも、戦時中に自国で検閲を行っていた。真珠湾攻撃のあった一九四一年の十二月、ルーズベルト大統領は検閲局長を任命して声明を出し、「すべてのアメリカ人は、戦争を嫌うように検閲も嫌う。しかし、この国および他のすべての国々の経験が示すように戦時におけるある程度の検閲は必要不可欠である」（繁沢 2010: 106）と述べた。世界初の原子爆弾という兵器が使用され、敵国である大日本帝国が降伏した中で、連合軍と共に二三〇人以上の従軍記者が日本に来たが、被爆地についてある程度の記事は出たものの、その惨状がそのまま伝えら

れることはなかった。

現在の検閲

過去の話を見てきたが、現在も同じようなことが起こっている。二〇二一年は日本のマスメディアでも、香港の問題が大きく取り上げられた。中国に批判的な論調で知られる香港の新聞『リング日報』が、香港国家安全維持法に違反したとして警察に資金を凍結され、相次ぐ関係者の逮捕などを受けて発行停止となったことが報じられた。国家権力により資金が凍結されたり、関係者が逮捕されたりすると、新聞の発行はできなくなる。ブラウが権力者による情報統制の試みは、今日も多くの国で、あまたのやり方で行われていると述べたように、権力者による情報統制は、まさに今、世界中で行われている問題でもある。

二〇二一年六月二四日の記者会見で、中国外務省の趙立堅報道官は、「香港は法の下にある社会であり法の外にある楽園ではない。報道の自由は免罪符ではない。香港政府は必ず法律を守り、違反すれば調査し、厳格に法の執行を行う」と述べた。一方で、EU（欧州連合）の報道官は、「中国が強要した香港国家安全自治法がいかに報道と表現の自由を抑え込むために使われているかを明確に示すものだ」と、そもそもの法の運用を問題視している（NHK

NEWS WEB 2021)。同様の情報統制は、二〇二二年二月に始まったロシアによるウクライナ侵攻でも、ロシア国内で行われているということが盛んに報道されている。

これについては、アメリカも例外ではない。二〇一七年九月にロイターは、以下のような記事を流した。

九月一日、言論と表現の自由に関する国連の特別報告者デービッド・ケイ氏は一日、トランプ米大統領のメディア批判は表現の自由を敵視する世界的な傾向の表れであり、米国の公共の利益を損なうものだとする文書を公表した。ケイ氏は、トランプ大統領が二月一七日にツイッターで報道機関を「米国民の敵」と呼んだことに関し、狙いがあつてのことだと指摘。……中略……同氏は、大統領の痛烈な批判は自らの政策を批判する者を黙らせ、政府が税金で何をしているのか国民が知る権利を阻害することにつながっているとした。さらに「独立系報道機関を批判する大統領の活動により、最も被害を被っているのは米国民だ。大統領はそうすることで政治的な価値があると考えているかもしれないが、それは間違いであり、本質的な価値を長期的に損なうリスクがある」と指摘した（ロイター 2017）。

ここに登場するアメリカの法学者でもある国連特別報告者デービッド・ケイは、二〇一六年に日本にも警告を出している。国際連合広報センターのホームページには、次のような文章が掲載されている。

「意見及び表現の自由」の調査を担当する国連特別報告者デイビッド・ケイ氏が火曜日（四月一九日）、日本政府に対し、メディアの独立性保護と国民の知る権利促進のための対策を緊急に講じるよう要請しました。「日本は、報道の自由を明確に保護した憲法に、当然の誇りを持っていきます。それにもかかわらず、報道の独立性は重大な脅威に直面しています」と、一週間の日本滞在を終えたケイ氏は述べました。

「脆弱な法的保護、新たに採択された『特定秘密保護法』、そして政府による『中立性』と『公平性』への絶え間ない圧力が、高いレベルの自己検閲を生み出しているように見えます」とケイ氏は言います。「こうした圧力は意図した効果をもたらしません。それはメディア自体が、記者クラブ制度の排他性に依存し、独立の基本原則を擁護するはずの幅広い職業的な組合組織を欠いているからです」「多くのジャーナリストが、自身の生活を守るために匿名を条件に私との面会に応じてくれましたが、国民的関心事の

扱いの微妙な部分を避けなければならぬ圧力の存在を浮かび上がらせました。彼らの多くが、有力政治家からの間接的な圧力によって、仕事から外され、沈黙を強いられたと訴えています。これほどの強固な民主主義の基盤のある国では、そのような介入には抵抗して介入を防ぐべきです」(国際連合広報センター 2016)

このうち、ケイは二〇一七年に国連の人権理事会に報告書を提出した。この報告書案に対して、日本政府は一八頁にわたるコメントを出している。この中で、日本政府は「指摘された事実の多くが伝聞や推測に基づいている」と主張し、これに対してケイが「伝聞ではなく、事実に基づいている」と反論するなど、双方の主張は対立している。二〇一九年にもケイは、スイスで開かれた国連人権理事会で、日本のメディアの独立性に懸念を示す追加の報告書を提出した。このことをめぐっては、日本政府やマスコミを含め、様々な動きが見られる。

二〇二一年のノーベル平和賞の受賞者の一人は、フィリピンのだウテルテ政権に批判的な報道を続けてきたジャーナリストのマリア・レッサだった。レッサはインタビューで、「東南アジアで民主主義や報道の自由が後退している」と警鐘を鳴らし、「記者の使命はか

つてないほど重要だ。民主主義の健全性は、厳しい質問を投げ掛ける勇氣があるかどうかにかかっている」と述べている（『中国新聞』二〇二一年一〇月一五日）。今一人の受賞者は、ロシアの新聞ノーバヤ・カゼータの編集長、ドミトリー・ムラートフだった。ジャーナリストが受賞者となるということは、ジャーナリズムにそれほどの圧力がかかっているということでもある。ノーバヤ・カゼータは、ウクライナ侵攻が終わるまでの間、一時休刊を発表している。

報道の中で語られないもの

原爆被害の報道を見てきたが、「事実」としてではなく、どのように語られてきたかという点に着目することで、見えてくるものもあったのではないだろうか。報道に影響を与える要因には、本章で見てきたような公権力の介入もあるが、現在では、このほかにも首都圏と地方の関係性やスポンサーが与える影響の問題などもある。報道は「事実」を扱うものと思われがちだが、過去の原爆被害の報道を見ると、その時々々の社会状況に随分と左右されるものであるということがわかる。「ペンは剣よりも強し」というように、言論が紡ぐ力は確かに大きい。しかし、過去を見れば、何かあった時に真っ先に変質するのは、報道

と学校教育だった。そして、日本に住む私たちは、香港で起こっている言論弾圧も、ロシアの侵攻下のウクライナ市民の状況も、報道されなければ、知ることができない。現地で苦しむ人々の状況が正しく伝わらなければ、思いを寄せることが難しくなり、私たちの判断も異なってくるだろう。報道の重要性を思う。

「歴史は勝者がつくる」ということわざがある。過去の出来事の中には、記憶されるものよりも忘却されるものの方が圧倒的に多く、色々な理由で歴史として残らないものがある。その理由の一つに、検閲もこれに含まれるが、強い者の声が大きくなるということがある。それは、裏を返せば、弱い者の声が残りにくいということである。被爆者に会って話を聞く際に、度々、三・一一や熊本地震などの災害の話がでることがあった。現在、日本各地で起こる災害では、災害後に続々と被災地に救援が入っていく様子が報道される。それを見て、「ああー、よかのう。」「俺たちに、これらのひとかけらでも、あつとつたらもう」「救援が来るはずがない。だって、誰も知らないんだから」と嘆息するのである。原爆被害に関する報道と同じく、今の世界にも、報道されないために、知られることのない被害がある。私たちが辿ってきた過去の歴史を振り返る時、また、日々のニュースを見る時に、語られていないものは何か、声を持たない人に目を向けるといふ視点を持つことが、大事な

のではないだろうか。コロナ禍の中で、またウクライナに侵攻するロシアの戦車の映像を見つつ、そのように感じている。原爆被害という歴史の出来事を現在の視点から取り上げるということは、今の私たちが抱える社会のゆがみを考えることにも繋がる。語られないものに目を向けるという姿勢は、「平和」を考えることでもあり、私たちの住む世界をより豊かにすると考えている。

《参考文献》

秋月辰一郎（一九六六）『長崎原爆記』弘文堂

Braw, Monica (1986) *The Atomic Bomb Suppressed: American Censorship In Japan 1945-1949*, Malmö: Sweden: Liber International (立花誠逸訳『検閲 1945-1949——禁じられた原爆報道』時事通信社、一九八八年)

国際連合広報センター、国際連合広報センターホームページ（二〇一六年四月一九日）「日本・国連の人権専門家、報道の独立性に対する重大な脅威を報告」(https://www.unic.or.jp/news_press/info/18693/、二〇二二年四月七日閲覧)

NHK出版（二〇〇三）『ヒロシマはどう記録されたか——NHKと中国新聞の原爆報道』

NHK NEWS WEB ホームページ（二〇二一年六月二四日）「香港『リング日報』発行停止 市民、私たちに何

もじねなごう」(<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210624/k10013101251000.html> 二〇二一年六月二九日 閲覧)

ロイター、Reuters ホームページ (二〇一七年九月一日)「トランプ大統領のメディア批判、表現の自由抑圧が狙い＝国連報告者」(<https://jp.reuters.com/article/trump-un-report-idJPKCN1BC4OB> 二〇二二年四月七日 閲覧)

繁沢敦子 (二〇一〇)『原爆と検閲——アメリカ人記者たちが見た広島・長崎』中央公論新社

《より深く知るために》

Braw, Monica (1986) *The Atomic Bomb Suppressed: American Censorship In Japan 1945-1949*, Malmö
Sweden: Liber International (立花誠逸訳『検閲 1945-1949——禁じられた原爆報道』時事通信社、一九八八年)

NHK出版 (二〇〇三)『ヒロシマはどう記録されたか——NHKと中国新聞の原爆報道』

繁沢敦子 (二〇一〇)『原爆と検閲——アメリカ人記者たちが見た広島・長崎』中央公論新社

四條知恵 (二〇一五)『浦上の原爆の語り——永井隆からローマ教皇へ』未來社